

# 公 示

次のとおり公示します。

令和7年6月27日

支出負担行為担当官  
札幌開発建設部長 平山 大輔

## 1 公示の概要等

### (1) 公示の目的等

河川法第99条に基づき、幾春別川岩見沢市街築堤維持補修作業（岩見沢河川事務所）の委託に関し、委託先を選定することを目的とする。

なお、委託先の対象は、河川法施行規則第37条の6に基づき河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

### (2) 業務名及び業務の概要

業務名 幾春別川岩見沢市街築堤維持補修作業（岩見沢河川事務所）

本作業は、幾春別川岩見沢市街築堤の法面侵入防止施設の維持補修作業を行うものである。

### (3) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年12月19日まで

### (4) 本業務の受託を希望する者は、下記2に掲げる委託先の資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料を元に採点による資格審査等を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす受託希望者の中から1者を選定し委託する。

(7) 委託費は実費相当額とし、上記(5)の選定後に発注者の積算した委託料の限度額をもって委託先に選定された受託希望者と協議を行い、協議成立後に契約書を締結するものとする。

## 2 委託先の資格要件

委託先の対象となる者は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 本業務を行う河川の区間・施設について指定された河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 令和07・08・09度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
  - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
  - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(上記(4)の書類を提出した者を除く。)でないこと。
  - (7) 申請資料の受領期限の日から契約締結の日までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目  
北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ  
電話011-611-0269 電子メール hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

#### (2) 業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

##### ア 交付期間

令和7年6月27日から令和6年7月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、最終日は午前12時00分までとする。）

##### イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>  
（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

#### (3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

#### (4) 申請書類の提出期限及び方法

##### ア 提出期限

令和7年7月9日12時00分

#### イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合には、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) その他の詳細は説明書による。